

奨学金返還支援補助金事業

うきは市内在住で30歳以下のかた

5年間で最大120万円

奨学金返済に対して支援します。

うきは市への移住・定住につなげるため、奨学金を返還している市内在住で30歳以下の若者(令和4年4月1日以後に就職されたかた)に対し、奨学金返還金の一部を補助します。

【補助の対象となる人】

次の全ての要件を満たしている人です。

1. うきは市の住民基本台帳に継続して1年以上記録されている30歳以下の人
2. 令和4年4月1日以後に就職(起業・農業等含む)し、継続して1年以上働かれている人
3. 厚生年金保険、健康保険又は雇用保険の被保険者等である人
4. 本人名義で奨学金を借りて、自ら奨学金の返済を行っている人
5. 国家公務員や地方公務員など公務員として勤務していない人
6. 申請時点で、この事業に類似する補助金の交付を受けていない人

【補助額】

1. 市内に本店や支店のある企業に就職している人
市内で起業している又は市内で第一次産業(農業・林業等)に従事している人
年額上限24万円(5年間最大120万円)
2. 1. に該当しない対象者で、筑後地域等(大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・みやま市・朝倉市・大刀洗町・大木町・広川町・筑前町・東峰村・大分県日田市)で仕事に従事している人
年額上限12万円(5年間最大60万円)

【補助の対象となる奨学金】

- ・独立行政法人日本学生支援機構の規定による第一種及び第二種奨学金
- ・地方公共団体又は大学等が実施する奨学金
- ・その他市長が認める奨学金



申請は随時受け付けております。制度に関する内容などは、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

【お申込み・お問い合わせ先】

うきは市役所 企画財政課 企画調整係
〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316
TEL0943-73-9152 Fax0943-75-5509

奨学金返還支援補助金事業
ホームページQRコード→



・補助金を受け取るには

1. 交付申請

1. うきは市役所企画財政課に下記の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・奨学金返還支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ・奨学金を貸与している機関が発行する貸与を証する書類の写し
- ・奨学金の返済計画を確認することができる書類の写し
- ・申請日の前年度に返済した奨学金の金額を証する書類の写し
- ・就労証明書(様式第2号)及び健康保険証等の写し
(個人事業主等のかたは登記事項証明書や確定申告書の写し)

2. 交付決定

2. 申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。交付が決定されたかたには交付決定通知書(様式第3号)を発行します。

3. 補助金の請求

3. うきは市役所企画財政課に奨学金返還支援補助金請求書(様式第4号)を提出してください。

補助対象経費

限度額

申請日の前年度に返済した奨学金

- ・市内に勤務している人 (年額24万円)
 - ・筑後地域等に勤務している人(年額12万円)
- (限度額に満たない場合は、控除対象経費の額)

R4年4月

R5年4月

R6年4月

勤務開始

R4年度返済額がR5年度申請対象経費

年度ごとに申請と請求の手続が必要

R5年度返済額がR6年度申請対象経費

補助対象開始

R5年度申請

(R4返済額を申請・請求)

R6年度申請

(R5返済額を申請・請求)

注意事項

1. 申請した内容に変更があった場合は、速やかに申出のうえ、奨学金返還支援補助金異動届出書(様式第5号)を提出してください。
2. 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けた場合や規定に反した場合は、交付決定が取り消しとなるうえ、既に補助金を支給している場合は、補助金の返還を求めますのでご注意ください。

※ご不明な点等ありましたら、以下までお問い合わせください。

うきは市役所 企画財政課 企画調整係
〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316
TEL0943-73-9152 Fax0943-75-5509

